

公益財団法人千葉市防災普及公社公告第 12 号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 3 年 3 月 8 日

公益財団法人千葉市防災普及公社

理事長 石塚正徳

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

車両賃貸借

(2) 業務概要

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書」という。）のとおりに

(3) 契約期間

令和 3 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで

2 入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和 2・3 年度千葉市委託入札参加資格者の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 企業又は団体等の車両賃貸借の実績を有し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者

イ 当該入札日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ケ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当するもの

(3) 過去 5 年以内に、都道府県、政令指定都市、並びにこれらの外郭団体において、本件と同種・同規模以上の履行実績を有すること。

3 契約事務担当係

〒261-0004

千葉市美浜区高洲 4 丁目 1 番 16 号

公益財団法人千葉市防災普及公社 救命指導班

電話 043-248-5355

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書の配布

公告の日の翌日から契約事務担当係において配布する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

(2) 提出期間

公告の日の翌日から令和3年3月16日（火）まで

(3) 提出方法

入札参加資格確認申請書等の提出は、契約事務担当係への持参又は郵送によること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとすること。

郵送による場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きして、契約事務担当係宛てに、令和3年3月15日（月）午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

5 入札説明書の交付

公告の日の翌日から令和3年3月15日（月）まで契約事務担当係において無償により交付する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和3年3月25日（木）午前10時00分（郵送の場合は、令和3年3月24日（水）午後5時00分までに契約事務担当係へ書留郵便にて必着のこと。）

(2) 入札及び開札の場所

千葉市美浜区高洲4丁目1番16号 公益財団法人千葉市防災普及公社 2階会議室

(3) 入札方法

ア 入札金額は本業務にかかる一切の経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 契約期間の総額で見積もること。

(4) 入札保証金

免除（ただし、入札保証金（見積もる契約金額の100分の3以上の金額）の全部又は一部の納付を免除された者が落札者となった場合において、当該落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収する。）

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会すること

がある。

(6) 無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加の資格がなくて入札した者
- イ 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者
- ウ 入札事項を記載しないもの又は一定の数字をもって金額を表示しない者
- エ 同一入札について他人の代理を兼ね又は 2 通以上の入札をした者
- オ 入札者の記名押印のないもの
- カ 入札書中その要領が不明確のもの
- キ 入札に関し不正の行為があったもの
- ク その他理事長の定める条件に違反したもの

7 その他

- (1) 契約保証金 要 (ただし、公益財団法人千葉県防災普及公社財務規程第 36 条第 1 項ただし書きに該当する場合は、免除とする。)
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等については、前記 3 の契約事務担当係で閲覧できる。
- (5) 詳細は、入札説明書による。